

インドネシアにおける優遇
税制に関するアップデート
P1

タックスホリデー v.5.0 P1

研究開発活動にかかる
所得税優遇措置 P4

COVID-19 対応としての
関税優遇措置のアップデ
ート P7

インドネシアにおける優遇税制に関するアップデート

直近の一連の新規則の公布により、既存の優遇税制の適用範囲の拡大及び/又は実施細則が明確になりました。

本稿では以下のトピックを取り上げます：

- 直近に公布された**タックスホリデー**に関するアップデート
- **研究開発 (R&D) 費用の「追加控除」**の利用に関する実施細則
- 特定医薬・医療用品の輸入にかかる**関税優遇措置**に関するアップデート

タックスホリデー v.5.0

財務大臣は、指定先進産業への新規高額投資にかかるタックスホリデーを規定する最新規則 PMK-130¹ を公布しました。当該規則はタックスホリデーに関する5度目の修正であり、インドネシア政府による投資環境整備及びビジネス誘致強化の姿勢が反映されています。

当該タックスホリデー規則はこれまでの規則²と概ね同様ですが、新規則では行政手続及び適格要件の変更が規定されています。また納税者の従事する産業が「先進産業」以外の場合のタックスホリデー適用に関する特定手続の規定が新たに追加されています。

また、事業の「スピンオフ」による国家戦略プロジェクト (*Proyek Strategis Nasional/PSN*) に対する「継続」投資額について、新規則では大きな利点を享受できる可能性があります。

PMK-130 の要点は以下のとおりです。

¹ 財務大臣規則 No.130/PMK.010/2020 (PMK-130) は 2020 年 9 月 24 日付で公布され、同年 10 月 9 日に効力を生じました。

² 財務大臣規則 No.150/PMK.010/2018 (PMK-150) は 2018 年 11 月 27 日付で公布されました。詳細は私どもの [TaxFlash No.14/2018](#) をご参照ください。

A. 一般的な適格性(適格要件)

PMK-130 ではこれまでの規則とは異なり、以下のとおり適格要件を変更しています:

- a. 先進産業に該当すること
- b. インドネシア法人格を有すること
- c. 以下の税制優遇措置に関する決定書が未発行の新規設備投資計画を有すること:
 1. タックスホリデー
 2. 税額控除
 3. 労働集約型産業を対象とした追加控除 – **新規定**
 4. 経済特区 – **新規定**
- d. 少なくとも IDR100,000,000,000 (1 千億ルピア) の新規設備投資計画を有すること
- e. 税額算出を目的とした負債資本比率を充足すること
- f. タックスホリデーの承認書が発行されてから遅くとも 1 年以内に投資計画実行をコミットすること – **新規定**

B. 先進産業に該当しない企業に対する措置

PMK-150 では、KBLI³ が BKPM⁴ で規定される先進産業リストに該当しない企業も、その他の一般要件を満たすことで、別の方法でタックスホリデーの適用を財務大臣に申請することができると規定していました。しかしながら、実施細則や指針が不明確なままになっていました。

今般の PMK-130 における主な変更点のひとつとして、上記の不明確であった申請手続を明確化したことが挙げられます。PMK-130 では、申請者は自身が従事する産業が先進産業であることを説明して自己評価ができると定めています。

この自己評価にあたっての書式(フォーム)は PMK-130 の付表 B に定められており、タックスホリデー適用要件並びに定量的なスコアリング制度も定められています。納税者は定量基準評価フォームで最低でも 80 のスコアを獲得しなければなりません。

評価フォームでは下記カテゴリーにおいて基準が設定されています:

- a. 幅広く現地産業との繋がりを有していること (例: 国内産原料や国内流通製品の使用)
- b. 付加価値を生み出していること、又は企業外部に経済的効果を有していること (例: 多数の労働者の雇用や、多数の投資先の保有)
- c. 新テクノロジーを導入すること (例: 環境に配慮したテクノロジーの使用)
- d. 国家的な優先産業に該当すること (例: 国家戦略プロジェクトへの関与、独立したインフラ設備の建設)

当該手段による申請プロセス

1. 申請は、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムを通じて電子的に、または OSS システムが利用できない場合には対面で直接提出することができます。

³ 標準産業分類 (Klasifikasi Baku Lapangan Usaha/KBLI)。

⁴ 投資調整庁 (Badan Koordinasi Penanaman Modal/BKPM)。

2. OSSシステムへの提出に際して、以下のソフトコピーも追加提出しなければなりません:
 - a. 設備投資計画における固定資産のリスト
 - b. 国内株主の納税証明書(Tax clearance letter)
 - c. 先進産業基準を充足することを証明する資料
 - d. 定量基準自己評価フォーム
3. 納税者からの不備のない申請書類を受け取ってから、BKPM は納税者の定量基準自己評価フォームを評価して、5 営業日以内に OSS システムを通じて決定書を交付します。

C. 国家戦略プロジェクト

PMK-130 では、事業の「スピノフ」を通じて、国家戦略プロジェクトに関連する事業拡大や追加投資を行う投資家を対象とした優遇措置を新たに規定しています。スピノフ・スキームにおいて、タックスホリデーの適用対象とされる設備投資には、新規設備投資に加えて、スピノフから派生する投資価値も含まれることとなります。

タックスホリデーの優遇適用期間を決定するにあたって用いられる投資価額は以下のとおりです:

- a. 新規投資価額がスピノフから生じる投資価額よりも大きい場合: 全ての投資価額 (即ち、新規投資価額およびスピノフから生じる投資価額)
- b. 新規投資価額がスピノフから生じる投資価額よりも小さい場合: 新規投資価額のみ

D. タックスホリデーの利用に関する実地監査

タックスホリデーの利用開始は実地監査の結果に依拠します。実地監査では投資計画の実現可能性と当初の事業活動計画の一致を検証します。実地監査の結果によってタックスホリデー優遇措置が調整される場合もあります。

PMK-130 の規定では、実地監査は既定されている先進産業に該当しない納税者の定量基準の自己評価の審査の目的でも行われる場合があります。さらに、PMK-130 では実地監査の期限、納税者に監査通知書が到達してから最大 45 日以内の実施が新たに規定されています。

E. 報告要件

申請が一旦承認されると、納税者には年次投資・生産実現レポート提出の義務が生じます。PMK-130 では、納税者が合理的な期限内 (期末日から 30 日以内) に上記の義務を履行しない場合、国税総局が警告書を発行し、最終的に税務調査に発展する可能性があることも追加で規定されています。

F. 申請期間

PMK-130 は、OSS システムを通じたタックスホリデー申請の財務大臣への提出は、PMK-130 の発効日から最長で 4 年間、2024 年 10 月 8 日までを期限として規定されています。

G. 経過規定

PMK-130 では、下記のとおり多くの経過規定を設定しています:

- a. これまでの財務大臣規則に基づいて既にタックスホリデーを享受している納

税者は、当該優遇措置が終了するまで既存の優遇措置を継続して享受することができる。

- b. PMK-150の規定に基づきBKPMが決定した適格先進産業に該当しない納税者がタックスホリデーの申請を行った場合、その申請は引き続きPMK-150の規定に従って処理される。BKPMが申請者の産業を決定しない場合、当該申請はPMK-130の規定に基づいて受理され、納税者はタックスホリデーの承認書の発行から遅くとも1年以内に投資計画を実行させることが義務付けられる。また、先進産業の基準を充足する証明資料および定量基準の自己評価フォームの提出も義務付けられる。
- c. 納税者が2018年11月27日からPMK-130公布日までの間にOSSからライセンスを交付されている場合、タックスホリデーの申請がPMK-130の要件を充足していればPMK-130のルールに従い処理される。そして当該納税者は商業生産開始前且つ2021年10月8日前に申請書を提出しなければならない。
- d. PMK-130では、従来の財務大臣規則に基づいてタックスホリデー適用の承認を受けていたもののその優遇措置を享受できていない納税者について、PMK-130の規定に基づいてその享受の申請ができると定めている。ただし、報告義務及び商業生産開始に関する判定については、依然として従来の国税総局長規則に拠ると規定されている。

研究開発(R&D)活動にかかる所得税優遇措置

財務大臣は、インドネシア国内で実施される一定の研究開発(R&D)活動にかかる所得税優遇措置を規定する規則PMK-153⁵を公布しました。当該規則は、新興産業を対象とした優遇税制を規定した政府規則GR-45⁶で定められていた実施細則となります。

PMK-153の要点は以下のとおりです:

A. 優遇措置

インドネシア国内で一定の研究開発活動を実施する法人納税者は、当該活動のために発生した費用の300%を限度に控除が認められています。控除額には条件があり、特定期間内にいくつかの段階があります。

当該300%の控除は次の通り構成されます:

1. 適用年度において実際に発生した費用の100%の控除
2. 最大200%の下記の追加控除:
 - a. 研究開発活動の結果から特許又は植物品種保護(PVP)権の形式で知的財産権を獲得し、インドネシア知的財産調査室(Indonesian intellectual property rights office)に登録された場合、50%の追加控除
 - b. 上記の(a)で規定する知的財産権が外国の知的財産調査室(又はそれと同等の政府機関)に登録された場合、25%の追加控除
 - c. 研究開発活動が商業利用段階に達した場合、100%の追加控除
 - d. 上記の(a)、(b)又は(c)で規定する研究開発活動がインドネシア政府の研究開発機関又はインドネシア国内の高等教育機関との協力の下で実施された場合、25%の追加控除

⁵ 財務大臣規則 No.153/PMK.010/2020 (PMK-153)、2020年10月9日公布。

⁶ 政府規則 No.45 Year 2019 (GR-45)、2019年6月26日公布。

当該商業利用は、別の法人納税者によって実施することも許容されます。この場合、上記の (c) 及び (d) で規定された追加控除は、研究開発活動に従事する納税者が特許又は PVP 権を獲得することに加えて商業利用する納税者からも適切な対価を受けていることが条件になります。

研究開発活動に従事する納税者は、自身の名義 (又はその他の納税者と共同実施の場合は共同名義) による特許又は PVP の取得が必要となります。特許又は PVP はその有効保護期間を経過しない限り、他者に譲渡することはできません。当該の有効保護期間の経過前に特許又は PVP が譲渡された場合、納税者が享受した追加控除額は当該譲渡が発生した年度における課税所得としてみなされます。

200%の追加控除の規定で明記されるパーセンテージは、下記の時点のうちいずれか早い方から起算して過去 5 年以内に発生した適格費用に対して適用されます:

- 特許若しくは PVP の登録、又は
- 商業利用段階への到達

上記への到達を証明するために、納税者は科学技術を所掌する当局に根拠資料を提出し、その検証を受けなければなりません。

要件を一旦満たせば、追加控除は権利登録又は商業利用の開始年度から起算して、対象となる各年度につき課税所得の 40%を上限としてその適用が認められます。追加控除額が課税所得の 40%を超える場合、当該の超過額は翌事業年度に繰り越されます。

B. 適格活動

当該措置を享受するためには、研究開発活動は下記いずれかの要件を充足する必要があります:

1. 生産分与契約、作業契約または採鉱契約の納税者 (当該納税者の課税処理は現行の所得税法には拠らず、個別の契約に拠る) を除く、法人納税者が実施すること
2. 2019 年 6 月 26 日以降に開始していること
3. 下記の基準を充足すること:
 - a. 新たな知識の発見を目的とすること
 - b. 独自の概念及び仮説に基づくこと
 - c. 最終結果に不確実性を伴うこと
 - d. 計画的に予算が組まれていること
 - e. 自由に譲渡又は取引ができる発明を創出することを目的とすること
4. PMK-153 の付表にて明記される下記の優先研究開発活動に該当すること:

- 食糧	- エネルギー
- 医薬品、化粧品及び医療機器	- 資本財、部品及び副資材
- 繊維、皮革、及び靴	- 農業
- 交通手段	- ベースメタル及び非鉄鉱物
- エレクトロニクス、テレマティクス、情報通信テクノロジー	- 石油、ガス及び石炭由来の基礎化学品

－ 防衛・安全保障産業

PMK-153 では、適格研究開発活動を下記のとおり詳細に定義しています：

- 研究：自然/社会現象を理解するために科学的手法でデータ及び情報を取得し、前提や仮説を証明して科学的結論を導くために実施する活動
- 開発：効果と安全性が認められた科学技術の便益と利点を強化・改善・拡充する活動

また、当該規則では、マーケティング・リサーチ、商業生産過程における品質管理、既存製品の定期的又は季節的なデザイン変更等、研究開発の定義に当てはまらない活動の種類についても明確に定めています。

C. 適格費用

200%の追加控除として認可される適格費用は、以下のとおりです：

1. 土地及び建物以外の資産の減価償却累計額/累計償却額、並びに有形固定資産の電気代・水道代・光熱費を含む補助費用及び維持費用。ただし、これらの費用にかかる追加控除は、対象資産が税額控除規則の優遇又は GR-45 の労働集約型産業にかかる追加控除の優遇を既に享受している場合は対象外
2. 財貨又は原材料費
3. 給与、謝礼金、並びに従業員、研究員（リサーチャー）及びエンジニアに対して支払われる類似の支払
4. 特許若しくは PVP 取得のために要した手数料、又は
5. 研究開発活動の成果についての権利を自ら留保しないことを前提とした研究開発活動の実施を目的に業務委託を受けた研究開発機関又は高等教育機関に対して支払われた対価

D. 申請手続

当該優遇措置を享受するためには、納税者は OSS システムを通じて、研究開発活動の提案書と納税証明書(Tax Clearance Letter)を提出しなければなりません。研究開発活動を共同実施する場合、当該提案書では当該活動に関与する各当事者の活動内容とそれぞれに配分される費用の詳細を明記しなければなりません。

OSS システムが利用できない場合、当該申請は、PMK-153 の付表で定められた雛形に従い、必要事項を記入した上で、科学技術を所掌する当局の窓口 に直接提出することができます。

所轄当局内での審査を経て、納税者は OSS システム又は非電子的手段を通じて、申請の承認又は却下の通知を受けます。

E. 行政上の要件

申請が承認された納税者は下記の資料を遅くとも年次所得税申告書の提出期限日までに提出しなければなりません：

1. 年次 R&D 費用レポート (OSS システム又は非電子的手段)
2. 追加控除利用状況にかかる年次報告書 (追加控除の適用開始許可の通知を受領した場合)

上記の要件を満たさない場合、既に享受された追加控除について、国税総局の判断で調整される場合があります。

F. 経過規定

今般の新規則公布以前に研究開発活動を実施していた納税者については、当該活動の成果について特許若しくは PVP の登録がされていない、又は商業利用段階に達していないことを条件に、当該優遇措置を継続して享受することが認められます。当該納税者は遅くとも 2021 年 1 月 8 日までに申請書を提出しなければなりません。

COVID-19 対応としての関税優遇措置のアップデート

財務大臣は、COVID-19 のパンデミックへの対応に必要な物品を対象とした関税優遇措置を規定する規則 PMK-149⁷ を公布しました。PMK-149 は PMK-34⁸ の 2 度目の修正規則となり、当該優遇措置の対象となる物品のリストを更新しています。具体的には、ファビピラビル(favipiravir)、レムデシビル(remdesivir)、インスリン(insulin)等の医薬品がリストに追加され、一方でマスク、防護服、気管支鏡検査機器、保育器等がリストから除外されました。

⁷ 財務大臣規則 No.149/PMK.04/2020 (PMK-149)、2020 年 10 月 8 日公布・発効。

⁸ 財務大臣規則 No.34/PMK.04/2020 (PMK-34)、2020 年 4 月 17 日公布、詳細は [TaxFlash No.15/2020](#) を参照。PMK-34 の 1 度目の修正規則は財務大臣規則 No.83/PMK.04/2020 (PMK-83)(2020 年 7 月 7 日公布)、詳細は [TaxFlash No.28/2020](#) を参照。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

